

第3次あま市障がい者計画
第7期あま市障がい福祉計画
第3期あま市障がい児福祉計画

概要版(案)



令和6年3月
あま市

1 計画の策定にあたって

計画策定の趣旨

あま市では、平成30(2018)年3月に「第2次あま市障がい者計画」(平成 30 年度～令和5(2023)年度)を、令和3(2021)年3月には「第6期あま市障がい福祉計画及び第2期あま市障がい児福祉計画」(令和3年度～令和5年度)を策定し、計画的な障がい者施策の推進を図ってきました。

令和5年度に「第2次あま市障がい者計画」の期間が終了となることから、これまでの計画の進捗状況及び数値目標の達成状況を検証し国の基本指針や愛知県のあいち健康福祉ビジョン 2020・第7期愛知県障害福祉計画等、近年行われた制度改正等を踏まえ、本計画を策定するものです。

計画の期間

あま市障がい者計画は、令和6(2024)年度から令和 11(2029)年度までの6年間とします。

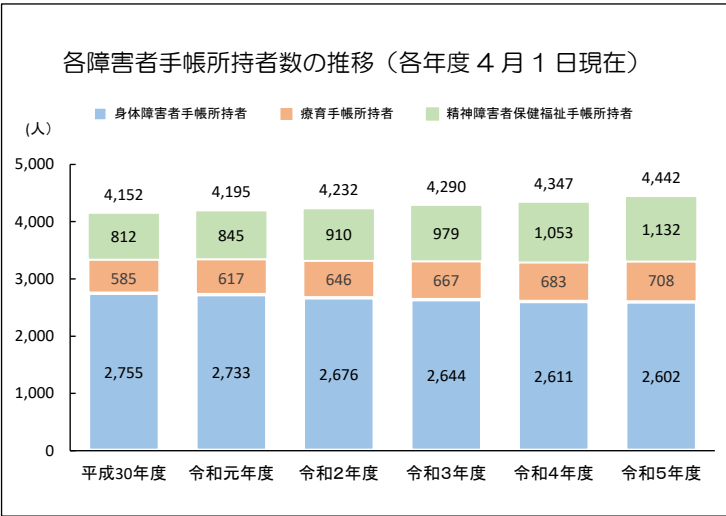
あま市障がい福祉計画及びあま市障がい児福祉計画は、令和6年度から令和 11 年度までの6年間とし、3年が経過する令和8(2026)年度に中間見直しを行います。また、計画期間中に大幅な制度改正や社会情勢の変化があった場合には、必要に応じて本計画内容の見直しを行うこととします。

令和 3 年度 (2021 年度)	令和 4 年度 (2022 年度)	令和 5 年度 (2023 年度)	令和 6 年度 (2024 年度)	令和 7 年度 (2025 年度)	令和 8 年度 (2026 年度)	令和 9 年度 (2027 年度)	令和 10 年度 (2028 年度)	令和 11 年度 (2029 年度)
第 2 次障がい者計画			第 3 次障がい者計画					
		見直し						見直し
第 6 期障がい福祉計画			第 7 期障がい福祉計画					
		見直し			中間見直し			見直し
第 2 期障がい児福祉計画			第 3 期障がい児福祉計画					
		見直し			中間見直し			見直し

障がいのある人の現状

あま市における障がい者の人数は年々増加傾向にあります。

身体障害者手帳所持者数は減少傾向にあります。療育手帳所持者及び精神障害者保健福祉手帳所持者は依然として増加傾向にあります。



資料：障がい福祉課

2 計画の基本理念と施策の展開

基本理念

本市において、令和4(2022)年3月に策定された第2次あま市総合計画では「ともに想い ともに創る ずっと大好きなまち“あま”」を目指すべき市の将来像として様々な施策を推進しております。これを踏まえ、「障がいのある人もない人も、ともに想い、支えあうまち “あま”」を本計画の基本理念とし、障がい福祉施策の一層の充実に取り組んでいきます。

基 本 理 念

**障がいのある人もない人も、
ともに想い、支えあうまち “あま”**

SDGs の理念に基づく「だれひとり取り残さない」 地域の実現

障がい者施策の推進に当たっては、SDGs (Sustainable Development Goals:持続可能な開発のための目標)の考え方を踏まえ、共生社会の実現に向けた取組が求められます。SDGs の目標を踏まえ、障がい者計画、障がい福祉計画、障がい児福祉計画の各施策の達成を目指してまいります。



イラスト

計画の体系

「障がいのある人もない人も、ともに想い、支えあうまち“あま”」という基本理念のもと、3つの基本目標と11の分野別施策を定め総合的かつ計画的に推進します。

基本理念	基本目標	分野別施策
障がいのある人もない人も、 ともに想い、支えあうまち“あま”	I 障がいのある人の 権利とコミュニケーション が尊重されるまち	1 権利擁護 2 コミュニケーション 3 相談支援
	II 障がいのある人が 健康に自分らしく生活 できるまち	1 暮らし 2 健康 3 児童 4 教育 5 防災・防犯
	III 障がいのある人が 生きがいを持って社会と 関わりあうことができるまち	1 社会参加 2 就労支援 3 社会資源

基本目標と分野別施策

I 障がいのある人の権利とコミュニケーションが尊重されるまち

全ての人は生まれながらに基本的人権を有しており、障がいの有無にかかわらず、自分の考えを表現し、相手の言葉を正しく理解するためのコミュニケーションを行う権利も含まれます。これらの権利が尊重されるまちとして、権利擁護、コミュニケーション支援、相談支援に関する施策を推進していきます。

1 権利擁護	障がいを理由とする差別解消に向けた取組、障がいのある人の虐待防止のための取組を推進していきます。 自己の判断のみでは意思決定が困難な障がいのある人に対し、成年後見制度等の利用促進や権利擁護相談の充実を図ります。
	①障がいを理由とする差別の解消 ②障がい者の虐待防止 ③成年後見制度等の利用促進 ④権利擁護相談
2 コミュニケーション	障がいのある人に円滑に情報提供し、意思疎通を図ることができるよう、情報・コミュニケーション支援体制の整備を進めます。
	①広報・市公式ウェブサイトによる情報発信 ②障がい特性に応じたコミュニケーション支援 ③市民ボランティア活動の支援 ④手話言語等の普及啓発 ⑤きめ細かな情報の提供
3 相談支援	障がいのある人や家族等に対し、情報提供や専門的な相談・助言等総合的な相談支援体制づくりの推進及び地域生活を支援するための取組を実施していきます。
	①障がい者相談支援事業 ②障がい者支援協議会 ③その他の相談体制

II 障がいのある人が健康に自分らしく生活できるまち

障がいのある人にとって、健康に自分らしく日常生活を送ることを実現するために、暮らし、健康、児童、教育、防災・防犯といった日常生活に係る分野での支援を実施していきます。

1 暮らし	障がいのある人の暮らしを支えるため、訪問系サービスや居住系サービスの充実、また、経済的な不安の解消・軽減につながる施策を展開します。
	<ul style="list-style-type: none"> ①障がい福祉サービス(訪問系サービス・居住系サービス) ②地域生活移行に関する支援 ③各種手当による経済的支援 ④生活困窮者への相談支援 ⑤介護保険サービスとの連携
2 健康	障がいのある人が住み慣れた地域において自立した生活を送ることができるように、医療費負担の軽減や健康管理の支援等保健サービスの充実を図ります。
	<ul style="list-style-type: none"> ①生活習慣病予防対策 ②感染症対策 ③福祉医療 ④自立支援医療
3 児童	早期発見、早期療育に向けて保健事業の充実を図り、障がいのある児童の健全な成長と発達を促進するため、各ライフステージに応じた療育・保育を行っていきます。
	<ul style="list-style-type: none"> ①障がい児通所サービス(児童発達支援・放課後等デイサービス等) ②母子保健事業 ③児童発達支援センター事業 ④親子通園事業 ⑤医療的ケア児支援
4 教育	学校・地域等で相互交流による障がい理解に関する啓発や教育体制を整備することにより、インクルーシブ教育の実現を目指します。
	<ul style="list-style-type: none"> ①障がい理解を深める教育の実施 ②インクルーシブ教育 ③福祉に関する教育体制
5 防災・防犯	障がいのある人も安全・安心な環境の中で生活できるよう、地域の防災・防犯対策を推進していきます。
	<ul style="list-style-type: none"> ①防災に関する啓発活動 ②災害時のコミュニケーション支援 ③避難行動要支援者名簿 ④防犯対策

Ⅲ 障がいのある人が生きがいを持って社会と関わりあうことができるまち

障がいのある人にとって、仕事や趣味、サークル、ボランティアなど、社会における役割や居場所があることが、支えや生きがいを持つこととなります。社会と関わりあうための手助けとして、社会参加、就労支援、社会資源といった社会生活に係る分野での支援に取り組んでいきます。

1 社会参加	<p>障がいのある人の社会参加促進のため、外出支援の充実や地域へ積極的に参加できる支援を進めていきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①障がい福祉サービス及び地域生活支援事業(移動サービス) ②社会参加への支援 ③投票に関する支援 ④自動車等に関する費用助成 ⑤各種ボランティア講座の開設
2 就労支援	<p>障がいの特性やその人の目標等に応じて、日中の居場所・活動を選択できる環境づくり、障がいのある人の就労意欲の向上や就労環境の改善のための取組を推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①障がい福祉サービス及び地域生活支援事業(日中活動系サービス) ②就労に関する情報・相談の提供 ③就労支援事業者への優先的な機会提供
3 社会資源	<p>公共施設等のバリアフリー化や公共施設を活用した障がい福祉に関する啓発活動の実施、民間活力の導入等により、福祉のまちづくりを推進していきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①障がい福祉サービス事業所の把握・活用 ②福祉のまちづくり ③公共施設を活用した福祉事業 ④市営障がい者福祉サービス施設の改修・民間活力導入 ⑤旧市役所庁舎跡地を活用した福祉事業者の誘致

3 数値目標及び見込量

障がい福祉計画の数値目標

国の指針に基づき、次に掲げる事項について令和 8 年度末の数値目標等を設定します。

(1)福祉施設の入所者の地域生活への移行

令和4年度末時点の施設入所者数 47 人を踏まえ、施設入所者数については 3 名減少の 44 人とし、3 名が地域生活へ移行することを目標とします。

(2)精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がい者の精神病床から地域生活への移行という方向性を踏まえ、長期入院患者の地域生活への移行に伴う地域の精神保健医療福祉体制の基盤整備量は 2.4 人を目標として設定します。

(3)地域生活支援拠点等が有する機能の充実

あま市地域生活支援拠点事業について、機能の充実を図るため、年1回、運用状況の検証及び検討を行います。

(4)福祉施設から一般就労への移行等

福祉施設から一般就労への移行者数についての目標値は21人とし、うち就労移行支援事業を通じて移行する者は 11 人、うち就労継続支援A型事業を通じて移行する者は 8 人、うち就労継続支援B型事業を通じて移行する者は 2 人とします。また、就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち就労定着支援事業を利用する者は 6 人とします。

一般就労移行率5割以上の就労移行支援事業所及び就労定着率8割以上の就労定着支援事業所の割合については、計画策定時点において、各事業を実施する事業所が市内に存在しないため、設定しません。

(5)相談支援体制の充実・強化等

基幹相談支援センター・委託相談支援事業等の総合的・専門的な相談支援を実施する体制の整備を進めていきます。

(6)障害福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制の構築

障害者総合支援法の具体的内容を理解するための取組として、県が実施する障害福祉サービス等に係る研修等へ 2 名が参加します。また、真に必要とする障害福祉サービス等が提供できているかの検証として、障害自立支援審査支払システム等による障害福祉サービス等の利用状況を分析し、事業所や関係自治体等と共有する体制の会議等を年1回実施します。

(7)発達障がい者等への支援

保護者等が子どもの発達障がいの特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ、適切な対応ができるよう、発達障がい者等及びその家族に対する支援体制の整備を進めていきます。

- ・ペアレントトレーニング等の支援プログラム等の受講者数は 20 人を目標とします。
- ・ペアレントメンターの人数は 1 人を目標とします。
- ・ピアサポートの活動への参加人数は 1 人を目標とします。

■自立支援給付の見込量(1か月あたり)

サービス名		単位	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
訪問系サービス	居宅介護	人	119	126	132	139	147	155
		時間	3,005	3,379	3,780	4,273	4,805	5,403
	重度訪問介護	人	5	6	8	9	11	12
		時間	62	71	80	88	97	106
	同行援護	人	11	12	13	14	15	17
		時間	48	49	50	51	52	53
	行動援護	人	6	7	9	10	12	14
		時間	24	25	26	27	28	29
	重度障害者等包括支援	人	0	0	0	0	0	0
		時間	0	0	0	0	0	0
日中活動系サービス	生活介護	人	172	173	175	177	178	180
		人日	2,897	2,984	3,074	3,166	3,260	3,358
	自立訓練(機能訓練)	人	2	3	3	4	4	5
		人日	34	36	38	40	43	45
	自立訓練(生活訓練)	人	8	9	10	11	12	14
		人日	119	140	164	193	227	267
	就労選択支援 ※	人	0	0	1	1	2	2
		人日	0	0	2	2	4	4
	就労移行支援	人	25	26	27	28	30	31
		人日	422	440	459	479	500	522
	就労継続支援(A型)	人	194	217	243	271	303	338
		人日	2,977	3,192	3,423	3,670	3,935	4,219
	就労継続支援(B型)	人	230	254	281	311	343	380
		人日	3,653	3,985	4,348	4,743	5,175	5,646
	就労定着支援	人	11	13	14	16	17	18
	短期入所(福祉型)	人	62	64	66	68	71	73
人日		434	448	463	478	494	510	
短期入所(医療型)	人	4	5	6	8	9	10	
	人日	12	16	19	23	26	29	
療養介護	人	6	7	7	7	7	8	
居住系サービス	自立生活援助	人	0	0	0	0	0	0
	共同生活援助 (グループホーム)	人	139	160	184	212	243	280
	施設入所支援	人	46	45	44	43	42	41
相談支援	計画相談支援	人	135	150	167	185	206	229
	地域移行支援	人	1	1	1	1	1	1
	地域定着支援	人	1	1	1	1	1	1

※就労選択支援(障害者総合支援法の改正により創設、令和7年10月より施行予定)
障がいを持つ人の希望や能力、適性等に合った就労先・働き方の選択ができるよう、情報提供や就労アシストの整理及び作成等の支援をし、就労先やハローワーク等との橋渡しを担うサービスです。

■地域生活支援事業の見込量(年間 ※例外除く)

○=実施予定(既に実施済みのため) △=実施について検討していく ×=実施しない

サービス名		令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
理解促進研修・啓発事業		○	○	○	○	○	○
自発的活動支援事業		△	△	△	△	△	△
相談支援事業	障害者相談支援事業	○	○	○	○	○	○
	障害者自立支援協議会	○	○	○	○	○	○
	基幹相談支援センター	×	×	△	△	△	△
	基幹相談支援センター等機能強化事業	×	×	△	△	△	△
	住宅入居等支援事業	×	×	×	×	×	×
成年後見制度利用支援事業(実利用者数)		1人	1人	1人	1人	1人	1人
成年後見制度法人後見支援事業		○	○	○	○	○	○
意思疎通支援事業	手話通訳者・要約筆記者派遣事業	55件	56件	57件	58件	58件	59件
	手話通訳者設置事業(設置通訳者数)	1人	1人	1人	1人	1人	1人
	手話奉仕員養成研修事業(受講者数)	10人	10人	10人	10人	10人	10人
日常生活用具給付事業	介護・訓練支援用具	7件	8件	10件	11件	12件	13件
	自立生活支援用具	12件	13件	13件	14件	14件	15件
	在宅療養等支援用具	14件	15件	16件	17件	18件	19件
	情報・意思疎通支援用具	7件	7件	7件	7件	7件	7件
	排泄管理支援用具	2,000件	2,005件	2,009件	2,013件	2,017件	2,022件
	居宅生活動作補助用具(住宅改修費)	2件	2件	2件	2件	2件	2件
移動支援事業	※1か月あたり	33人	34人	35人	36人	37人	38人
		244時間	254時間	264時間	274時間	285時間	297時間
地域活動支援センター事業	事業所数	7	8	8	9	9	10
	※1か月あたり	75人	81人	85人	89人	93人	97人
		852日	892日	934日	978日	1,024日	1,071日
任意事業	訪問入浴サービス事業	4人	5人	5人	5人	6人	6人
		26日	28日	30日	33日	35日	38日
	日中一時支援事業	100人	104人	110人	115人	120人	126人
		812日	851日	893日	936日	981日	1,028日
	更生訓練費支給事業	8人	8人	9人	9人	10人	10人
		107日	110日	113日	117日	120日	120日
自動車改造費助成事業	4件	4件	5件	5件	5件	5件	
自動車運転免許取得費	2人	2人	2人	2人	2人	2人	

障がい児福祉計画の数値目標及び見込量(令和 8 年度目標)

次に掲げる事項を計画期間中における数値目標として設定します。

(1) 児童発達支援センターの設置

市内で 1 か所確保していきます。

(2) 障がい児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進する体制の構築

令和 8 年度を目標に構築していきます。

(3) 重症心身障がい児を支援する児童発達支援、事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

市内で各 1 か所確保し、支援体制の充実を図っていきます。

(4) 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

市内で 1 か所確保し、医療的ケア児の支援体制の充実を図っていきます。

(5) 医療的ケア児支援のためのコーディネーターの配置

引き続き 5 人の配置を図り、支援体制の充実を図っていきます。

(6) 保育所・認定こども園・放課後児童クラブにおける障がい児の受け入れ目標

定量的な目標値を設定し、取り組んでいきます。

■障がい児支援サービスの見込量(1か月あたり)

サービス名	単位	令和 6 年度 (2024 年度)	令和 7 年度 (2025 年度)	令和 8 年度 (2026 年度)	令和 9 年度 (2027 年度)	令和 10 年度 (2028 年度)	令和 11 年度 (2029 年度)
児童発達支援	人	141	165	192	224	261	305
	人日	1,398	1,704	2,075	2,528	3,079	3,751
放課後等デイサービス	人	438	490	547	611	683	763
	人日	4,582	5,181	5,857	6,622	7,487	8,465
保育所等訪問支援	人	32	34	36	39	41	43
	人日	47	49	52	55	57	60
医療型児童発達支援	人	2	2	3	3	3	4
	人日	9	10	11	11	12	13
居宅訪問型児童発達支援	人	0	0	0	0	0	0
	人日	0	0	0	0	0	0
障害児相談支援	人	87	99	112	128	145	154

4 計画の達成状況の点検及び評価

(1) 計画の点検・評価の考え方

成果指標や活動指標について定期的に調査分析等を行い、障がい者計画並びに障がい福祉計画及び障がい児福祉計画の中間評価を実施していきます。

(2) 点検及び評価体制

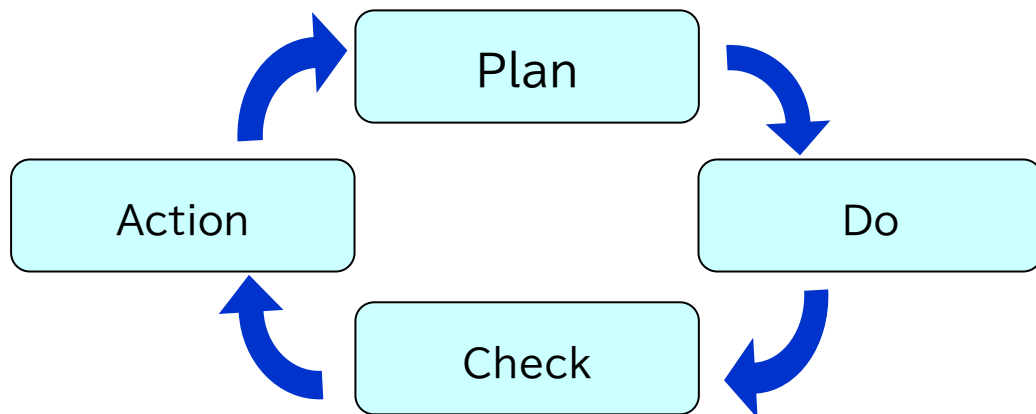
障がい者及びその家族、福祉、医療、教育等の関係機関で構成された、あま市・大治町障がい者支援協議会が中心となって、計画の進捗状況についての点検及び評価をする役割を担います。

(3) 点検及び評価結果の周知

広報及び市公式ウェブサイト等を通じて、広く市民に周知を図ります。

■ 計画の進行管理

計画(Plan)	障がい者計画並びに障がい福祉計画及び障がい児福祉計画の策定(目標設定)
実行(Do)	計画に基づき施策・事業の実行
評価(Check)	あま市による調査・分析 あま市・大治町障がい者支援協議会への報告
改善(Action)	あま市・大治町障がい者支援協議会からの意見等に基づき、計画の目標・活動等を見直し、実施



第3次あま市障がい者計画・第7期あま市障がい福祉計画・第3期あま市障がい児福祉計画【概要版】

令和6年3月 あま市 福祉部 障がい福祉課
〒497-8602 愛知県あま市七宝町沖之島深坪1番地
TEL 052-444-1001(代) 485-5980(ダイヤルイン) FAX 052-444-1074

表紙の絵「カラフル遊園地」 長江聖也さん

略歴

1996年 愛知県海部郡七宝町(現あま市)に生まれる。
2007年 「七宝焼き職人さんの絵」で全国市町村教育委員会会長賞及び地区大会で知事賞受賞
2016年 神奈川県大和市YAMATOイラストコンペで優秀賞受賞
2018年、2019年 あいちアール・ブリュット展の展示作品が、企業ノベルティグッズに採用
2021年 YAMATOイラストコンペで最優秀賞受賞